

報告第 50 号

納税通知書の金額等の一部非表示に関する和解に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記調書のとおり、和解に係る専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

納税通知書の金額等の一部非表示に関する和解に係る専決処分調書

番号	和解の目的の価額	概 要
	専 決 処 分 日	
1	474 万 6,866 円	(1) 和解の相手方 日本電気株式会社 首都圏支社 (2) 経緯 区は、税務システム更改及び標準化対応業務を相手方に委託しているところ、税情報の抽出処理等が正しく行われなかったことにより、令和 7 年 6 月 10 日付けで送付した令和 7 年度特別区民税・都民税・森林環境税納税通知書兼決定通知書の金額等の一部が表示されなかった。 これにより、区は、当該対象者に対し、表示すべきであった金額等を別途通知したため、当該通知の送付に要した費用について、区に損害が発生した。このことを受けて、区と相手方との間で協議を重ね、令和 7 年 10 月 29 日に和解が成立した。 (3) 和解の要旨 相手方は区に対し、損害賠償債務として 474 万 6,866 円を支払う。
	令和 7 年 10 月 23 日	

報告第 51 号

区の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり区の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

番号	件 名	賠 償 金 額	概 要
		専 決 処 分 日	
1	池上会館における衣服汚損事故	3,591 円	令和 7 年 7 月 25 日午後 0 時 30 分頃、池上会館の集会室において、相手方が研修を受講していたところ、当該集会室の机裏の緩衝材のゴムが経年劣化により溶けて机の脚に付着していたため、その溶けたゴムの汚れが相手方のズボンに付着し、これを汚損した。 (地域未来創造部)
		令和 7 年 10 月 22 日	
2	区立公園における負傷事故	2 万 6,334 円	令和 7 年 5 月 24 日午前 5 時 10 分頃、区立池上五丁目公園において、相手方が健康遊具を使用していたところ、当該遊具が破断したことにより、相手方が転倒し、後頭部等を負傷した。 (都市基盤整備部)
		令和 7 年 10 月 17 日	
3	区道上における物品損傷事故及び負傷事故	1 万 9,584 円	令和 7 年 4 月 17 日午後 7 時頃、相手方が下丸子四丁目 7 番先の区道を自転車で走行中、区が設置した境界石に衝突したことにより、右足部を負傷し、当該相手方の靴が破損した。 (都市基盤整備部)
		令和 7 年 10 月 15 日	

4	区立小学校における児童負傷事故	38 万 7, 031 円	令和 3 年 9 月 28 日午後 2 時 15 分頃、区立小学校の体育館において、相手方児童及び教諭がサッカーをしていたところ、教諭が蹴ったボールを当該児童が左手で弾いた際、その反動により後方壁面に衝突し、当該児童が左手首を骨折した。 (教育総務部)
		令和 7 年 10 月 17 日	

報告第 52 号

仮称大田区子ども家庭総合支援センター新築その他工事請負契約の専決処
分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39
年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額	金 30 億 9,100 万円
第 1 回変更後金額	金 31 億 1,524 万 4,000 円
第 2 回変更後金額	金 31 億 1,290 万 1,000 円
今回変更後金額	金 31 億 6,231 万 3,000 円

2 工 期

当 初 工 期	令和 8 年 1 月 16 日
今回変更後工期	令和 8 年 5 月 29 日

3 専決処分日

令和 7 年 10 月 17 日

（説明）

令和 5 年第 1 回区議会臨時会において議決された、仮称大田区子ども家庭総合
支援センター新築その他工事請負契約について、建設業における働き方改革への
対応により工事工程を変更する必要が生じたため、一部変更した。

報告第 53 号

大田区産業プラザ大規模改修工事請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 12 億 1,000 万円

今回変更後金額 金 11 億 9,617 万 3,000 円

2 専決処分日

令和 7 年 10 月 17 日

（説明）

令和 6 年第 4 回区議会定例会において議決された、大田区産業プラザ大規模改修工事請負契約について、内装仕様の見直しにより可動間仕切壁への更新を取りやめたため、一部変更した。

報告第 54 号

大田区立特別養護老人ホーム糀谷及びシルバーピア糀谷大規模改修工事請
負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39
年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 11 億 3,300 万円

今回変更後金額 金 11 億 7,324 万 9,000 円

2 専決処分日

令和 7 年 10 月 17 日

（説明）

令和 6 年第 3 回区議会定例会において議決された、大田区立特別養護老人ホーム糀谷及びシルバーピア糀谷大規模改修工事請負契約について、床材撤去後に調査を行ったところ、設備配管を更新するための十分な作業スペースが確保できないことが判明し、床下地を撤去・新設する必要性が生じたことなどのため、一部変更した。

報告第 55 号

大田区立大森第一中学校校舎棟外壁改修工事（Ⅱ期）及びサッシュ改修その他工事請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 4 億 6, 200 万円

第 1 回変更後金額 金 4 億 6, 534 万 4, 000 円

今回変更後金額 金 4 億 7, 565 万 1, 000 円

2 専決処分日

令和 7 年 10 月 21 日

（説明）

令和 7 年第 1 回区議会定例会において議決された、大田区立大森第一中学校校舎棟外壁改修工事（Ⅱ期）及びサッシュ改修その他工事請負契約について、再利用予定であった外壁化粧パネルの劣化が判明し更新する必要性が生じたことなどのため、一部変更した。

報告第 56 号

大田区産業プラザ大規模改修電気設備工事請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 29 億 7,000 万円

今回変更後金額 金 29 億 7,196 万 9,000 円

2 専決処分日

令和 7 年 10 月 14 日

（説明）

令和 6 年第 4 回区議会定例会において議決された、大田区産業プラザ大規模改修電気設備工事請負契約について、内装仕様の見直しにより照明器具及び音響設備の仕様を変更したため、一部変更した。

報告第 57 号

仮称大田区子ども家庭総合支援センター新築その他電気設備工事請負契約
の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 3 億 8,500 万円

今回変更後金額 金 3 億 9,141 万 3,000 円

2 工 期

当 初 工 期 令和 8 年 1 月 16 日

今回変更後工期 令和 8 年 5 月 29 日

3 専決処分日

令和 7 年 10 月 14 日

（説明）

令和 5 年第 3 回区議会定例会において議決された、仮称大田区子ども家庭総合支援センター新築その他電気設備工事請負契約について、建築工事の工期が延伸したため、一部変更した。

報告第 58 号

大田区立特別養護老人ホーム糀谷及びシルバーピア糀谷大規模改修機械設備工事請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 12 億 110 万 1,000 円

今回変更後金額 金 12 億 1,735 万 9,000 円

2 専決処分日

令和 7 年 10 月 17 日

（説明）

令和 6 年第 3 回区議会定例会において議決された、大田区立特別養護老人ホーム糀谷及びシルバーピア糀谷大規模改修機械設備工事請負契約について、空調設備機種が生産終了に伴い、機種を変更したため、一部変更した。

報告第 59 号

仮称大田区子ども家庭総合支援センター新築その他機械設備工事請負契約
の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 4 億 1,250 万円

今回変更後金額 金 4 億 1,771 万 4,000 円

2 工 期

当 初 工 期 令和 8 年 1 月 16 日

今回変更後工期 令和 8 年 5 月 29 日

3 専決処分日

令和 7 年 10 月 17 日

（説明）

令和 5 年第 3 回区議会定例会において議決された、仮称大田区子ども家庭総合支援センター新築その他機械設備工事請負契約について、建築工事の工期が延伸したため、一部変更した。